

金融商品の課税関係 CONTENTS

テーマ1 利子所得の課税方法

1-1 利子所得の課税方法	2
---------------------	---

テーマ2 配当所得の課税方法

2-1 配当所得の課税方法	12
2-2 配当控除	20
2-3 配当割額控除	25

テーマ3 譲渡等した場合の課税方法

3-1 株式等に係る譲渡所得等の課税方法	28
3-2 株式等譲渡所得割額控除	42
3-3 ゴルフ会員権の課税関係	44
3-4 非課税とされるもの	49
3-5 みなし配当	50

テーマ4 有利選択の方法

4-1 利子所得についての有利選択	56
4-2 配当所得についての有利選択	58
4-3 源泉徴収選択口座の有利選択	64

テーマ5 申告書作成のポイント

【設例1】	68
【設例2】	71
【設例3】	75
【設例4】	83

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

テーマ1 利子所得の課税方法

(5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

※ 公募公社債等運用投資信託（所法2①十五の二、三）

証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等（公社債、手形、指名金銭債権など）に運用するもので、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものをいう。

2 非課税とされるもの（所法10、措法4、4の2、4の3、5）

1 障害者等の少額貯蓄の利子等（非課税限度額元本350万円）

対 象 者	障害者等
適用範囲	預貯金等（利子所得の元本など）
手 続	本人確認を必要とし「非課税貯蓄申込書」等の提出が要件

2 障害者等の少額公債の利子等（非課税限度額元本350万円）

対 象 者	障害者等
適用範囲	一定の国債及び地方債
手 続	本人確認を必要とし「特別非課税貯蓄申込書」等の提出が要件

障害者等	預貯金、<u>国債</u>、<u>地方債</u>、社債など…元本350万円まで <u>国債</u>、<u>地方債</u>……………元本350万円まで	合計700万円まで
------	--	-----------

② 参 考 障害者等の範囲

障害者等とは、(1)身体障害者手帳の交付を受けている者、(2)遺族基礎年金を受けることができる妻である者、(3)寡婦年金を受けることができる妻である者などをいう。

3 勤労者財産形成住宅（又は年金）貯蓄の利子等（非課税限度額元本合計550万円）

適用範囲	勤労者が、給与等から天引きで預入等をした預貯金、合同運用信託、公社債、投資信託、所定の生命保険契約等に係る利子等
手 続	「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書」等の提出が要件

勤 労 者	一般財形 ⇨ 課税（利子所得等） 住宅財形 年金財形	あわせて、元本 550万円まで非課税
-------	---	--------------------

4 納税準備預金の利子（租税納付目的以外の引出をした場合を除く）

3 利子所得の金額の計算（所法23②）

収 入 金 額

※ 利子所得は、その支払時に所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%、合計20.315%源泉徴収（特別徴収）がされる。

4 利子所得の課税方法（措法3、8の4、8の5）

源泉分離課税（措置法3）	申告分離課税（措置法8の4）又は申告不要（措置法8の5）
右の①～④の利子等以外の利子等で源泉徴収されているもの 《例》 イ. 預貯金の利子 ロ. 合同運用信託の収益の分配 ハ. 私募公社債投資信託の収益の分配 ニ. 同族会社が発行した特定公社債以外の社債の利子で同族株主以外の者が支払いを受けるもの など ※ 源泉徴収されないものは、源泉分離課税とされない	① 特定公社債の利子（一般的な公社債の利子） ② 公募公社債投資信託の収益の分配 ③ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 ※ 源泉徴収されないものは申告不要はとれない
	総合課税（所法22）
	④ 同族会社が発行した特定公社債以外の社債の利子で、同族株主が支払いを受けるもの など

（注）所得税が源泉分離課税の場合又は申告不要を選択した場合には、住民税も原則として特別徴収のみで課税関係が完結し、所得税が申告分離課税の場合には、住民税も原則として同様の課税方式となる。

なお、別途住民税の申告書を提出することによって所得税と異なる取扱いをすることができる。

※ 特定公社債の範囲

- ① 上場されている公社債、外国の金融商品市場で売買されている公社債その他これに類するもの
- ② 国債及び地方債
- ③ 外国又は外国の地方公共団体が発行し、又は保証する債券
- ④ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券
- ⑤ 公社債で発行の際の募集が公募により行われたもの
- ⑥ 社債のうち、その発行日前9ヶ月以内（外国法人は12ヶ月以内）に金融商品取引法に規定する有価証券届出書、有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの
- ⑦ 金融商品取引所（外国の法令に基づき設立されたものを含む）において、その規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、その公社債がその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの
- ⑧ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの
 - イ 多数の者を相手方として売り出された公社債で、その取得時から引き続きその売り出しをした金融商品取引業者等の営業所に保管の委託がされているもの
 - ロ 売り付け勧誘等に応じて取得した公社債（上記イの公社債を除く）で、その取得の日前9ヶ月以内（外国法人は12ヶ月以内）に有価証券届出書、有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（その取得時から引き続きその売り付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託

がされているものに限る)

- ⑨ 外国法人が発行し、又は保証する債券で一定のもの
- ⑩ 国内外の銀行等が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして一定のものを除く）
- ⑪ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（発行時において同族会社に該当する会社が発行したものを除く）

1 申告分離課税又は申告不要（措法8の4、8の5）

特定公社債等の利子等は、申告分離課税又は申告不要とされる。

（1回に支払いを受ける利子等ごとに選択適用。）

(1) 申告分離課税

他の所得と区分し、15%の税率（住民税は5%の税率）で分離課税される。

なお、源泉徴収税額は確定申告により精算する（住民税は課税上控除される。）

- ① 課税標準 … 上場株式等に係る配当所得等の金額
- ② 課税所得金額 … 上場株式等に係る課税配当所得等の金額

※ 上場株式等の配当等について申告分離課税を選択する場合には、利子所得及び配当所得を合計したものが課税標準となる。

(2) 申告不要

源泉徴収された所得税及び特別徴収された住民税だけで課税関係が完結する。

2 総合課税（法21）

同族会社が発行した特定公社債以外の社債の利子で同族株主が支払いを受けるものは、総合課税とされ、超過累進税率により所得税が課税される。

なお、源泉徴収税額は確定申告により精算する（住民税は徴収されていない）。

3 源泉分離課税（措法3）

1及び2以外の利子等（一般利子等）は、源泉徴収された所得税及び特別徴収された住民税だけで課税関係が完結する。